

2020年5月19日

日医総研リサーチエッセイ No.81

## 2020年度政府（国・一般会計）予算について — 社会保障費を中心に —

日本医師会総合政策研究機構 前田由美子

- ◆ 2020年度の政府の一般会計（以下、国・一般会計）当初予算および2020年4月30日に成立した新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算について概観する。
- ◆ 今般の補正予算財源は、国債を発行してまかなわれており、今後さらに医療をはじめとする社会保障費の抑制圧力は強まることになろう。
- ◆ また、今般補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応医療機関等へは一定の財源が充当され、資金繰り支援についても、医療機関は中小企業と横並びの支援を受けることができるようになった。しかし、医療機関は需要が激減して経営の危機に瀕しており、たとえ借り入れができてその返済の目処が立たない実態である。
- ◆ 一方で、医療は成長産業であり、経済成長を牽引する。他産業においては、今般補正予算で消費回復に向けた財源が確保されている。医療崩壊を食い止めることはもちろん、これからの医療を維持するため、医療分野への「前向きな」財政支援が必要である。

5月29日改訂 6頁脚注5

日本政策金融公庫の融資は、福祉医療機構の融資と併用不可と記載していましたが、併用可になりましたので「併用不可」を削除しました。

## 目 次

はじめに .....	3
1. 国・一般会計の全体像 .....	4
1.1. 歳出 .....	4
1.1.1. 推移および 2020 年度当初予算 .....	4
1.1.2. 2020 年度補正予算 .....	5
1.2. 歳入 .....	8
1.3. 基礎的財政収支 .....	10
2. 社会保障費 .....	11
2.1. 社会保障 4 経費 .....	11
2.2. 社会保障費の自然増 .....	16
2.3. 診療報酬改定率 .....	18
2.4. 社会保障の充実 .....	20
おわりに .....	24

## はじめに

2012年2月17日の「社会保障・税一体改革大綱」<sup>1</sup>によって、消費税率の段階的引き上げが決まり<sup>2</sup>、消費税率10%への引き上げは2回にわたって延期された後<sup>3</sup>、2019年10月1日に実施された。

消費税率引き上げによる増収分は、社会保障に充てることになっている。2020年度の政府の一般会計予算（以下、国・一般会計）で消費税収がどのように活用されているのか、社会保障関係費（以下、社会保障費）との関係を中心に確認する。

2020年4月30日には、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算が成立した。2020年度の当初予算102.7兆円に対し、追加額は25.7兆円であり、補正後予算は128.3兆円である。追加分の財源はすべて国債でまかなわれた。このことが社会保障財政に与える影響についても考察する。

---

<sup>1</sup> 「社会保障・税一体改革大綱」2012年2月17日閣議決定

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf>

<sup>2</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」

<sup>3</sup> 1回目の延期は2014年11月18日である。安倍総理大臣が記者会見で、消費税率の予定どおりの引き上げは「個人消費を再び押し下げ、デフレ脱却も危うくなる」として、「18カ月延期すべきである」との結論に至りました」と述べた。

[https://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2014/1118kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/1118kaiken.html)

2回目の延期は2016年8月24日である。「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の概要」が閣議決定され、消費税率の10%への引き上げが2019年10月1日に変更された。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2016/280824shouhizei-gaiyou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/280824shouhizei-gaiyou.pdf)

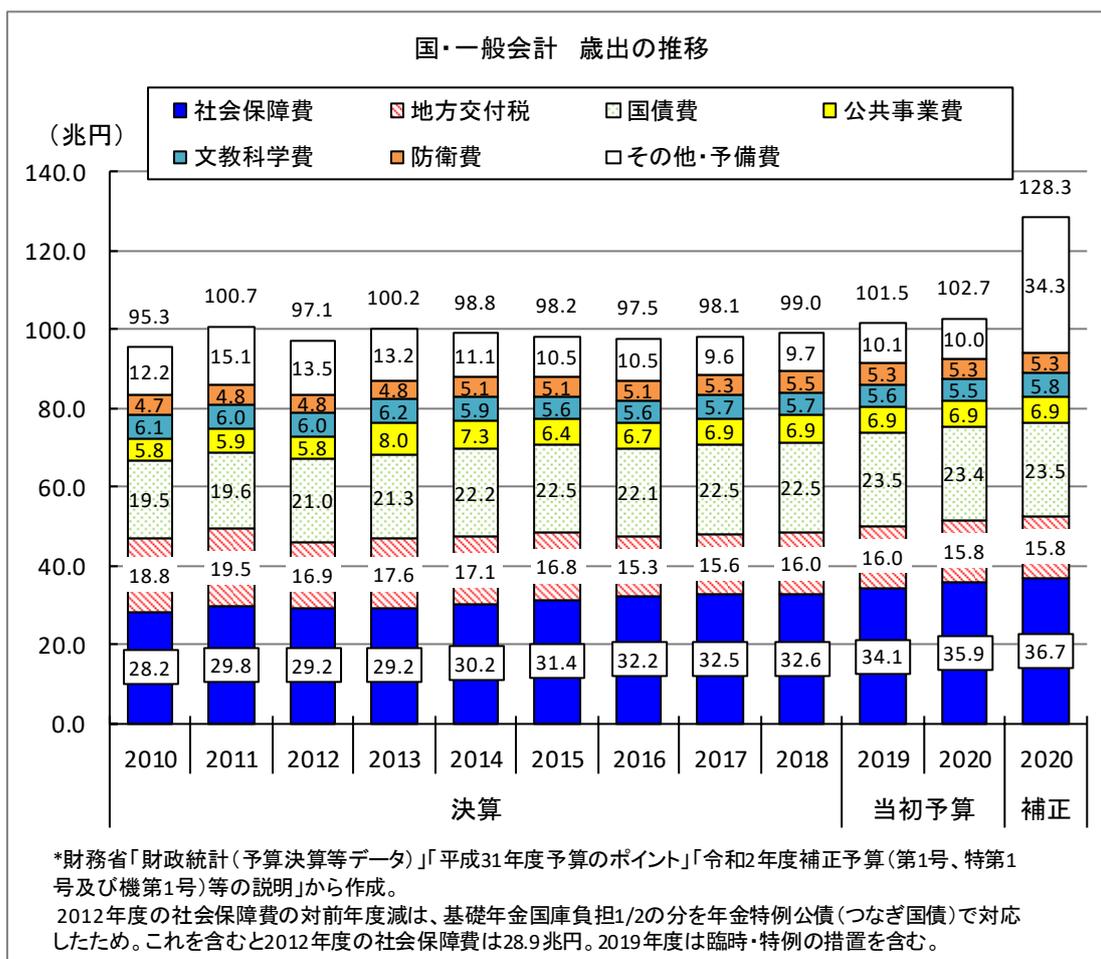
# 1. 国・一般会計の全体像

## 1.1. 歳出

### 1.1.1. 推移および2020年度当初予算

2020年度の当初予算は102兆6,580億円であり、うち社会保障費は35兆8,608億円である。社会保障費の伸び1兆7,302億円は、総額の伸び1兆2,009億円を上回り、社会保障費の割合は33.6%から34.9%に上昇した(図1.1.1)。

図 1.1.1 国 一般会計当初予算 歳出の推移



### 1.1.2. 2020 年度補正予算

以下、2020 年 4 月 30 日に成立した補正予算にもとづいて記載している。  
当年度中にさらに補正予算が組まれる予定である。

補正予算の追加額は 25 兆 6,914 億円であり、国・一般会計の歳出総額は  
128 兆 3,493 億円になった。主な追加項目は、

- 全国全ての人々への新たな給付金 12 兆 8,803 億円
- 中小企業対策費 7 兆 9,720 億円
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 兆円
- 新型コロナウイルス感染症対策予備費 1 兆 5,000 億円

などである（表 1.1.1）。

社会保障費の追加額は 8,735 億円であり、うち新型コロナウイルス感染症  
緊急包括支援交付金が 1,490 億円である。

表 1.1.1 2020（令和 2）年度当初予算・補正予算

	(億円)		
	当初予算	追加額	補正後
社会保障関係費	358,608	8,735	367,343
(再掲)感染症対策費	1,542	3,989	5,530
(再掲)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	—	1,490	1,490
地方交付税	158,093	249	158,341
国債費	233,515	1,259	234,774
公共事業関係費	68,571	0	68,571
文教及び科学振興費	55,055	3,342	58,397
防衛関係費	53,133	121	53,254
その他	94,605	228,208	322,813
(再掲)中小企業対策費	1,753	79,720	81,473
(再掲)全国全ての人々への新たな給付金	—	128,803	128,803
(再掲)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	—	10,000	10,000
新型コロナウイルス感染症対策予備費	—	15,000	15,000
予備費	5,000	0	5,000
歳出計	1,026,580	256,914	1,283,493

\*財務省「令和2年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)等の説明」から作成

## 分野別

補正追加額 25 兆 6,914 億円のうち、「2 雇用の維持と事業の継続」が 75.9%を占める。また、経済産業省ほかが所管する消費喚起、需要回復等の事業に対し 10.8%が充てられている（表 1.1.2）。

### 1 感染防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 1兆8,097億円

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1兆円（内閣府）<sup>4</sup>
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,490 億円（厚生労働省）  
入院患者を受け入れる病床の確保、入院医療機関における人工呼吸器の整備等。国 1/2、地方 1/2 で負担。地方の財源は上記臨時交付金で手当てされている。

### 2 雇用の維持と事業の継続 19兆4,905億円

持続化給付金が中小企業のみならず医療機関も対象になった。また医療機関は、福祉医療機構のほか、日本政策金融公庫や民間金融機関からも実質無利子・無担保の融資が受けることができる<sup>5</sup>。

- ・持続化給付金 2兆3,176 億円（経済産業省）<sup>6</sup>  
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している者に対し、法人 200 万円、個人事業主 100 万円を上限に交付。医療法人や社会福祉法人、個人開業医も対象。

### 3 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 1兆円8,482億円

### 4 強靱な経済構造の構築 9,172 億円

上記 3、4 であわせて補正追加額の 10.8%である。

- ・"Go To"キャンペーン 1兆6,794 億円（経済産業省他）  
観光、飲食、イベントキャンペーン等で消費者に割引クーポンやポイントを付与する。

---

<sup>4</sup> 内閣府地方創生推進室「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20200501\\_setsumeikai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20200501_setsumeikai.pdf)

<sup>5</sup> 関東経済産業局のチラシがわかりやすい。

[https://www.kanto.meti.go.jp/kansensho/data/r2fy\\_shienpaper\\_iryuu.pdf](https://www.kanto.meti.go.jp/kansensho/data/r2fy_shienpaper_iryuu.pdf)

<sup>6</sup> 経済産業省「令和 2 年度補正予算の事業概要（PR 資料）」13 頁

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf)

表 1.1.2 2020（令和2）年度補正予算追加額

項目	(億円)
歳出(追加額)	256,914
1 感染防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097
(1) マスク・消毒液等の確保	1,730
(2) 検査体制の強化と感染の早期発見	94
(3) 医療提供体制の強化	13,314
(再掲)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10,000
(再掲)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,490
(再掲)医療資材の確保	1,281
(再掲)国立病院機構及び地域医療機能推進機構における設備整備事業費	65
(4) 治療薬・ワクチンの開発加速	830
(5) 帰国者等の受入れ体制の強化	121
(6) 情報発信の充実	185
(7) 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	1,199
(8) 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	625
2 雇用の維持と事業の継続	194,905
(1) 雇用の維持	709
(再掲)雇用調整助成金	690
(2) 資金繰り対策	38,380
(再掲)日本政策金融公庫等による資金繰り支援	10,442
(再掲)民間金融機関を通じた資金繰り支援	20,714
(再掲)独立行政法人福祉医療機構出資金	41
(3) 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	24,293
(再掲)持続化給付金	23,176
(4) 生活に困っている人々への支援	131,274
(再掲)特別定額給付金(全国全ての人々への新たな給付金)	128,803
(5) 地方特例交付金	249
3 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482
(1) 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援 "Go To"キャンペーン(消費喚起キャンペーン)	16,794
(2) 地域経済の活性化	1,687
4 強靱な経済構造の構築	9,172
(1) サプライチェーン改革	2,566
(2) 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産業・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	3,014
(3) リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	3,592
5 今後の備え	15,000
新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000
6 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259

※ 一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置

\*財務省「令和2年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)等の説明」ほかから作成

## 1.2. 歳入

### 当初予算

2020年度の歳入総額は102.7兆円（対前年度1.2兆円増）であり、このうち消費税収が21.7兆円（同2.3兆円増）である（表1.2.1）。消費税収は2020年度に所得税収を上回った（図1.2.2）。税収が増加した分、公債金（国債発行収入）は減少傾向にあり、2020年度は32.6兆円と、当初予算としては過去10年間で最低の水準であった。

### 補正予算

公債金は58.2兆円になったが、税収は当初予算横這いで税収減は織り込まれていないので、今後の補正予算次第ではさらに公債金が拡大する可能性がある。

表 1.2.1 国・一般会計歳入の推移

	決算				当初予算		補正
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020
税収	54.5	57.6	57.7	59.1	62.5	63.5	63.5
（再掲）所得税	17.8	17.6	18.9	19.9	19.9	19.5	19.5
（再掲）法人税	10.8	10.3	12.0	12.3	12.9	12.1	12.1
（再掲）消費税	17.4	17.2	17.5	17.7	19.4	21.7	21.7
その他収入	5.0	4.7	5.4	4.9	5.1	6.6	6.6
公債金	36.9	34.4	34.4	33.7	31.9	32.6	58.2
通常分計	96.3	96.7	97.5	97.7	99.4	102.7	128.3
預金保険機構の利益剰余金、2017年度決算剰余金等	—	—	—	—	1.2	0.0	0.0
公債金	—	—	—	—	0.8	0.0	0.0
臨時・特別の措置計	—	—	—	—	2.0	0.0	0.0
合計	96.3	96.7	97.5	97.7	101.5	102.7	128.3

\*財務省「令和2年度予算フレーム」ほかから作成

図 1.2.1 国・一般会計 歳入の推移

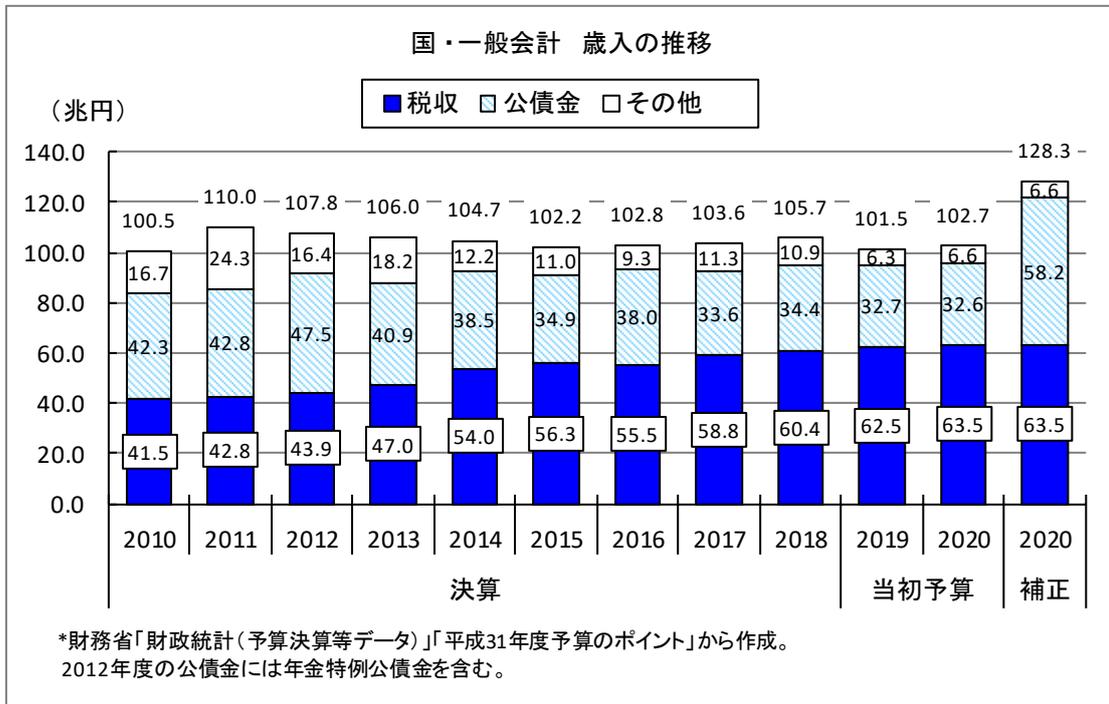
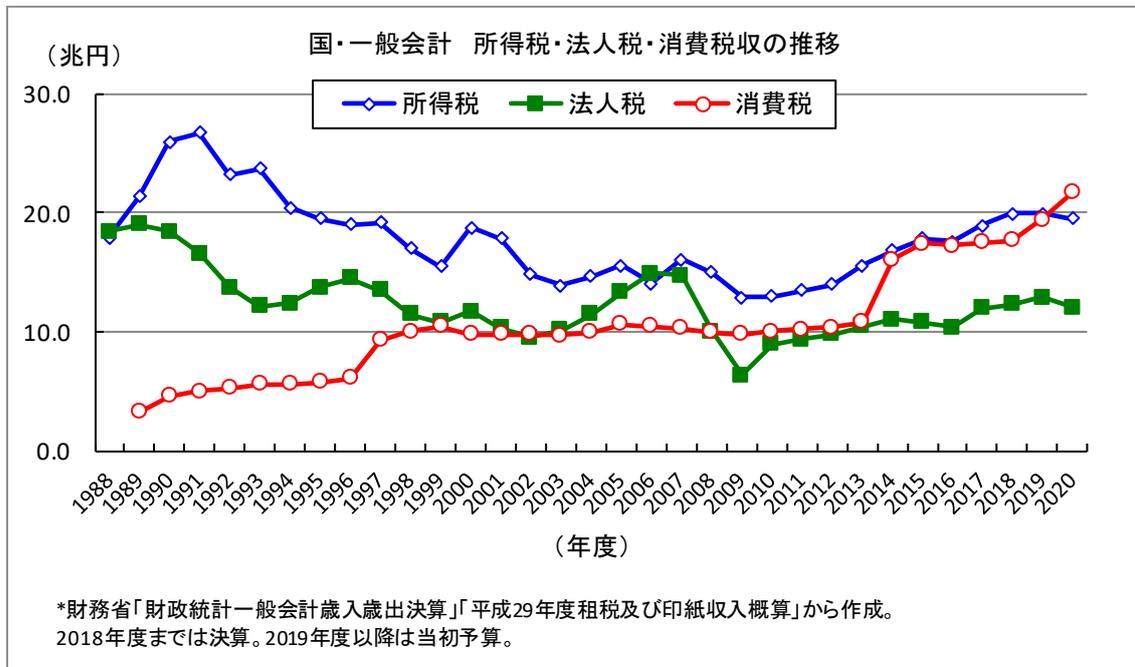


図 1.2.2 国・一般会計 所得税・法人税・消費税の推移



### 1.3. 基礎的財政収支

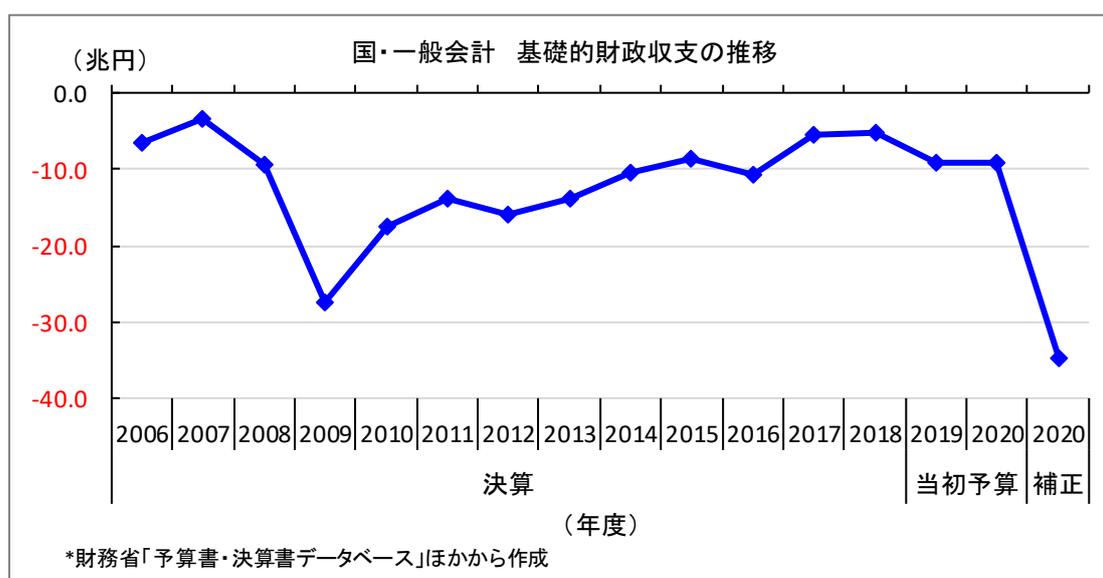
基礎的財政収支は、2020年度当初予算では▲9.2兆円であったが、補正予算で▲34.8兆円になり（表 1.3.1）、リーマン・ショック直後の2009年度の水準を下回った（図 1.3.1）。なおこの時点で、2020年度の税収減は見込まれていないので、基礎的財政収支はさらに悪化するおそれがある。

表 1.3.1 国・一般会計 基礎的財政収支対象経費と税収

	決算			当初予算		補正
	2016	2017	2018	2019	2020	2020
社会保障関係費	32.2	32.5	32.6	34.1	35.9	36.7
地方交付税	15.3	15.6	16.0	16.0	15.8	15.8
公共事業関係費	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
文教及び科学振興費	5.6	5.7	5.7	5.6	5.5	5.8
防衛関係費	5.1	5.3	5.5	5.3	5.3	5.3
その他	10.5	9.6	9.7	10.1	10.0	34.3
基礎的財政収支対象経費	75.5	75.6	76.4	77.9	79.3	104.9
税収等	64.7	70.1	71.3	68.8	70.1	70.1
基礎的財政収支	▲ 10.7	▲ 5.5	▲ 5.1	▲ 9.2	▲ 9.2	▲ 34.8

\*財務省「予算書・決算書データベース」ほかから作成

図 1.3.1 国・一般会計 基礎的財政収支の推移



## 2. 社会保障費

### 2.1. 社会保障 4 経費

2012 年の「社会保障・税一体改革大綱」において消費税込（国分）は全て国民に還元することとされ、消費税込（国分）が社会保障目的税化されることとなった。その後 2012 年 8 月に成立した改正消費税法で、消費税込（国分）を国・一般会計の社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に充てることになった<sup>7</sup>。社会保障 4 経費の具体的な科目は、毎年、国・一般会計の予算総則で決定される<sup>8</sup>。

「社会保障・税一体改革大綱」（2012 年 2 月 17 日閣議決定）<sup>9</sup>

国分の消費税込について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税込（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

消費税法第 1 条第 2 項（抄）

2 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

<sup>7</sup> 地方においては社会福祉等にも充当される。

地方税法第 72 条の 116（地方消費税の用途）道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

<sup>8</sup> 予算総則第 17 条 消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。（以下、略）

<sup>9</sup> 「社会保障・税一体改革大綱」（2012 年 2 月 17 日閣議決定）

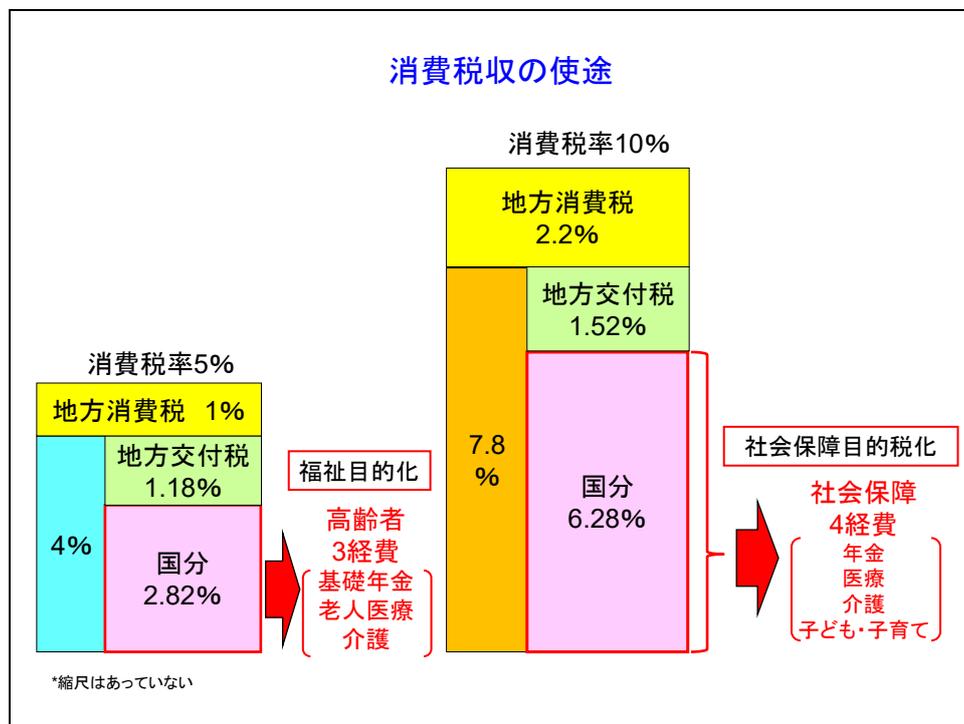
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf>

消費税率 10%のうち、地方消費税分が 2.2%である。残り 7.8%のうち、地方交付税分が 1.52%、その残り 6.28%分を「消費税込 (国分)」という (図 2.1.1)。

消費税率 5%時点までは消費税込 (国分) を高齢者 3 経費 (基礎年金、老人医療、介護) に充てており、これを「福祉目的化」といった。

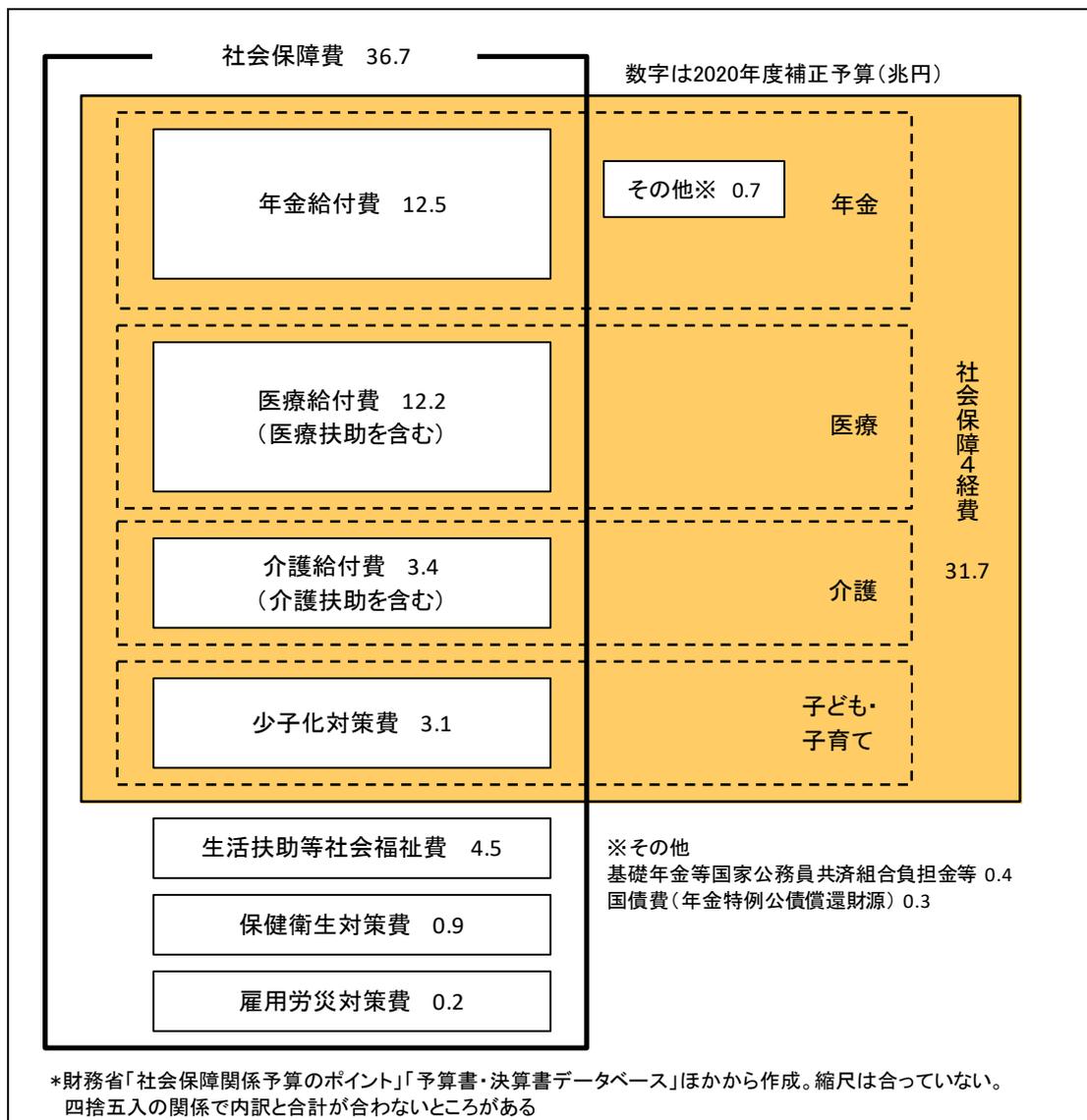
消費税率 8%以降は、消費税込 (国分) の使途が社会保障 4 経費 (年金、医療、介護、子ども・子育て) に広がり、「社会保障目的税化」になった。「目的税化」とは、社会保障 4 経費のために消費税を徴収し、消費税込 (国分) が不足した場合には、消費税率の引き上げで対応することをいう。現実には不足分は国債発行でまかなわれている。

図 2.1.1 消費税の使途



国・一般会計における社会保障費の範囲は以下のとおりである(図 2.1.2)。2020 年度予算(補正後)では、社会保障費は 36.7 兆円、消費税収(国分)を充てる社会保障 4 経費は 31.7 兆円である。

図 2.1.2 国・一般会計 社会保障費と社会保障 4 経費



2019年度予算で消費税込(国分)は17.5兆円、社会保障4経費(年金、医療、介護、子ども・子育て)は31.7兆円であり、不足分(スキマ)が14.2兆円である(図2.1.3)。2019年10月に消費税率が10%に引き上げられたが、2020年度予算において社会保障4経費の増加により、スキマはほとんど埋まらなかったうえ、2020年度は需要減による消費税込の減少も予測されるところである。

社会保障4経費のうち、2020年度は特に年金が増加しているが、消費税率10%への引き上げに伴う「年金生活者支援給付金」(4,908億円全額国庫負担)によるものである。

図 2.1.3 国・一般会計 消費税込(国分)と社会保障4経費(当初予算)

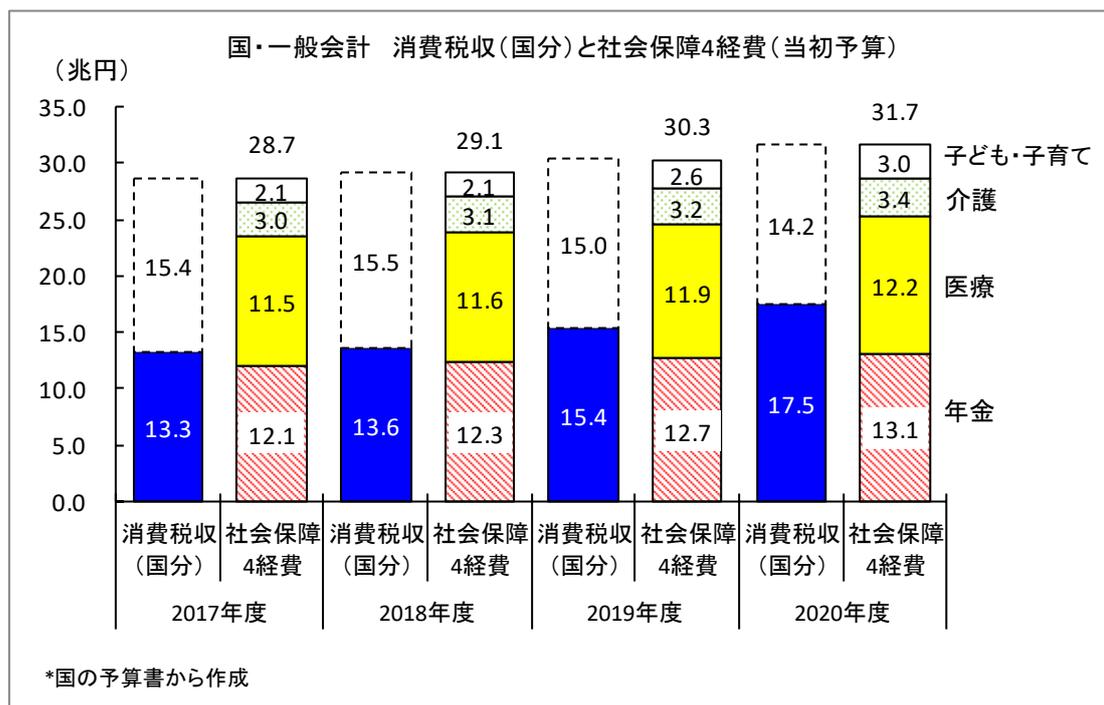


表 2.1.1 国・一般会計 社会保障 4 経費の内訳

(兆円)

		2018	2019	2020	
		当初	当初	当初	補正追加額
年金	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、国債費(年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入)※1	11.9	12.3	12.7	
	基礎年金等国家公務員共済組合負担金 ※2	0.4	0.4	0.4	
	計	12.3	12.7	13.1	
医療	高齢者医療 後期高齢者医療給付費等負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、後期高齢者医療費支援金負担金・補助金等	5.8	5.9	6.1	
	一般医療 国民健康保険医療給付費等負担金、全国健康保険協会保険給付費等補助金等	4.0	4.0	4.2	
	特定疾患 難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費等負担金	0.1	0.1	0.1	
	障害保健福祉 障害者医療費負担金等	0.3	0.3	0.3	
	生活保護 医療扶助	1.4	1.4	1.5	
	その他 結核医療費負担金・補助金、原爆被爆者医療費、新型コロナウイルス感染症入院医療費公費負担等	0.04	0.03	0.03	0.02
	計	11.6	11.9	12.2	
介護	介護給付費等負担金、介護納付金負担金・補助金、介護給付費財政調整負担金、地域支援事業交付金等	3.0	3.1	3.3	
	生活保護(介護扶助)	0.1	0.1	0.1	
	計	3.1	3.2	3.4	
子ども	大学等修学支援費	—	—	0.49	
	児童手当年金特別会計へ繰入	1.1	1.1	1.1	
	子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入	0.8	1.0	1.3	
	子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入	0.04	0.05	0.05	0.02
	育児休業手当金国家公務員共済組合負担金 ※3	0.0001	0.0001	0.0001	
	その他	0.13	0.37	0.14	
計	2.1	2.6	3.0	0.0	
合計		29.1	30.3	31.7	0.0

※1) 年金国庫負担財源を賄うため消費税率引き上げまでのつなぎとして、2012・2013年度に年金特例国債が発行されておりその償還分

※2) 基礎年金等国家公務員共済組合負担金 ※3) 育児休業手当金国家公務員共済組合負担金

\*国の予算書から作成

## 2.2. 社会保障費の自然増

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため、いっそうの社会保障費の抑制が要請されることとなろう。

これまでの社会保障費の自然増抑制について振り返っておきたい。

「骨太の方針 2001」（小泉内閣）で聖域なき構造改革が打ち出され、2002年度以降の5年間（2002～2006年度）で社会保障費（国・一般会計）は1.1兆円削減された（当初予算ベース。以下同じ）。

「骨太の方針 2006」（2006年6月）では、過去5年間（2002～2006年度）の社会保障費の削減を継続することとされた。「骨太」は「機械的に5年間均等に歳出削減を行うものではない」としていたが、毎年2,200億円削減をされ、「骨太の方針 2009」（麻生内閣）で撤回されるまで3年間継続した。

「骨太の方針 2015」<sup>10</sup>（第3次安倍内閣）の「経済・財政再生計画」（以下、「再生計画」）により、過去3年間（2013～2015年度）の社会保障費の伸び1.5兆円を継続すること、2020年度に向けて社会保障費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す方針が示された。

「骨太の方針 2018」<sup>11</sup>は、先の「再生計画」で社会保障費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることとされていることを踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続することとした。

近年の社会保障費自然増の削減は、ほとんどを薬価マイナス改定に依存してきた。今後もその対応で可能なのかは厳しい状況にある。

---

<sup>10</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」2013年6月30日閣議決定  
[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf)

<sup>11</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」2018年6月15日閣議決定  
[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf)

表 2.2.1 国・一般会計 社会保障費自然増の削減内訳

一部概数であり差引や合計が合致しないところがある

(億円)

	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 R2
自然増 ※1	8,400	9,900	8,300	6,700	6,400	6,300	6,000	5,300
診療報酬本体				498		588		
診療報酬 0.47%分 「7対1入院基本料」算定病床の要件の厳格化		▲ 150						500
薬価改定(薬価等)		▲ 1,336		▲ 1,247		▲ 1,456	▲ 493	▲ 1,100
薬価				▲ 115		▲ 99	▲ 10	
材料価格								
新薬創出等加算の抜本的見直し、長期収載品の価格の段階的引下げ等の薬価制度の抜本改革						▲ 310		
高額薬剤(オプジーボ)の薬価引下げ					▲ 196			
医薬品価格の適正化				▲ 502				
いわゆる大型門前薬局に係る調剤報酬の適正化						▲ 56		
大型門前薬局等に対する評価の適正化				▲ 38				
経腸栄養用製品に係る給付の適正化				▲ 42				
その他(湿布薬の1処方当たりの枚数制限等)				▲ 27				
うがい薬のみの処方の保険適用除外等の合理化・効率化		▲ 77						
高額療養費の見直し					▲ 224			
後期高齢者の保険料軽減特例の見直し					▲ 187			
入院時の光熱水費相当額の見直し					▲ 17			
介護報酬改定			▲ 1,100					▲ 600
高額介護サービス費の見直し					▲ 13			
介護納付金の総報酬割の導入・拡大 ※2					▲ 443		▲ 610	
生活扶助基準の見直し ※2							▲ 30	
住宅扶助基準及び冬季加算の見直し			▲ 66					
生活保護の適正化(2015年度までの効果額を含む)	▲ 1,200							
協会けんぽ超過準備金分の国庫補助特例減額措置			▲ 461	▲ 205	▲ 321	▲ 140		
年金スライド分(+0.1%)							100	
その他 ※4							▲ 160	
制度改革による減 ※2	▲ 1,200	▲ 1,700	▲ 1,700	▲ 1,700	▲ 1,400	▲ 1,300	▲ 1,220	▲ 1,200
社会保障関係費の実質的な伸び ※3	—	—	—	4,412	4,997	4,997	4,774	4,111

出所 ※1 財務省「概算要求に当たっての基本的な方針について」(各年度)

※2 財務省「最近の社会保障関係費の伸びについて」

2019年4月23日財政制度等審議会財政制度分科会資料

2019年度の介護納付金の総報酬割の拡大と生活扶助基準の見直しの数値

※3 財務省「社会保障関係予算のポイント」(各年度)

※4 2019年度は「社会保障関係予算のポイント」ではこれまでに定められた制度改革の実施等▲800億円程度(介護保険料の総報酬割の拡大、生活扶助基準の見直し等)となっているが、上記※2から内訳が判明しているため、残りをその他とした

## 2.3. 診療報酬改定率

2014（平成 26）年度以降、公表資料ベースでは「全体（ネット）改定」という表現は使われなくなっており、診療報酬本体と薬価等の数値だけが掲載されている。薬価マイナス改定財源を直接診療報酬本体に充てることにはなっていないが、薬価マイナス改定財源は社会保障費自然増の抑制に寄与しており（前述）、結果的に診療報酬プラス改定をもたらしている。

2020 年度の診療報酬改定率は診療報酬本体+0.55%（国費+500 億円程度）、薬価▲0.99%、材料価格▲0.02%（薬価・材料あわせて国費 1,100 億円程度）である<sup>12</sup>。医科本体では、勤務医の働き方改革への特例的な対応として改定率+0.08%（国費 88 億円、公費 126 億円程度）が確保され、救急用自動車または救急医療用ヘリコプターによる搬送件数年間で 2,000 件以上の病院を対象に地域医療体制確保加算（入院初日 520 点）が創設された<sup>13</sup>。

2020 年には新型コロナウイルス感染症対策で、オンライン診療（電話等初診、再診を含む）の要件が時限的に緩和されたり、新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る特例的な入院料が引き上げられたりするなど、診療報酬上の対応がとられているが、多くの医療機関の需要が激減しており、特段の対応がなければ、2020 年度の診療報酬改定財源を大きく残す可能性がある。このことは、社会保障費の削減に寄与するが、同時に、経済成長のマイナス成長に拍車をかけることになる。

---

<sup>12</sup> 薬価は例年に比べてマイナス改定幅が小さいが、消費税率引き上げのタイミングにあわせて 2019 年 10 月に実勢値改定（薬価▲0.93%、材料▲0.02%）を実施している。

<sup>13</sup> 厚生労働省保険局医療課「令和 2 年度診療報酬改定の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000608533.pdf>

表 2.3.1 診療報酬改定率

改定率(消費税対応および2019年10月の薬価改定を除く) (％)

	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020
全体改定率	▲ 0.82	0.19	0.00	—	—	—	—
1. 診療報酬本体	0.38	1.55	1.38	0.10	0.49	0.55	0.55
※1 ※2を除く改定分		—	—	—	—	—	0.47
内科	0.42	1.74	1.55	0.11	0.56	0.63	0.53
歯科	0.42	2.09	1.70	0.12	0.61	0.69	0.59
調剤	0.17	0.52	0.46	0.04	0.17	0.19	0.16
※2 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応	—	—	—	—	—	—	0.08
2. 薬価等	▲ 1.2	▲ 1.36	▲ 1.38	▲ 1.36	—	—	—
① 薬価	▲ 1.10	▲ 1.23	▲ 1.26	▲ 1.22	▲ 1.22	▲ 1.65	▲ 0.99
② 材料価格	▲ 0.10	▲ 0.13	▲ 0.12	▲ 0.14	▲ 0.11	▲ 0.09	▲ 0.02

全体改定率と薬価等の「—」は計算可能であるが公的資料で公表されていない部分

国費(消費税対応および2019年10月の薬価改定を除く) (億円)

	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020
全体改定率	▲ 660	—	—	—	—	—	—
1. 診療報酬本体	—	4,000	5,500	100	498	588	605
※1 ※2を除く改定分	—	—	—	—	—	—	517
※2 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応	—	—	—	—	—	—	88
2. 薬価等	—	—	▲ 5,500	▲ 1,336	—	—	—
① 薬価	—	—	▲ 5,000	—	▲ 1,247	▲ 1,766	▲ 1,083
② 材料価格	—	—	▲ 500	—	▲ 115	▲ 99	▲ 27

全体改定率と薬価等の「—」は計算可能であるが公的資料で公表されていない部分

2008年度は別途制度・施策の見直しがあった

2010年度は内科急性期入院医療のみ記載

2014年度は本体改定+0.01%、7対1病床から受け皿病床への円滑な移行+0.15%、計249億円と公表されており按分して計算

2016年度は別途診療報酬・薬価等に関する制度改革事項があった

\*中医協総会資料「診療報酬改定について」、財務省「令和2年度社会保障関係予算のポイント」(各年度)から作成

## 2.4. 社会保障の充実

2012年に消費税率5%から10%への引き上げを決定した時点では、引き上げ分5%うち、社会保障の充実に1%程度、社会保障の安定化（財政再建）に4%程度を充てることになっていたが<sup>14</sup>、2017年12月の「新しい経済政策パッケージについて」（以下、「新パッケージ」）<sup>15</sup>で、これを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ半分ずつ充当することになった（図 2.4.1）。

注）社会保障4経費（前述）に紐づいているのは消費税国分全体（14頁参照）。上記の社会保障の充実は、消費税5%から10%への引き上げ増収分（つまり5%部分）の国・地方合計分で賄われる。

---

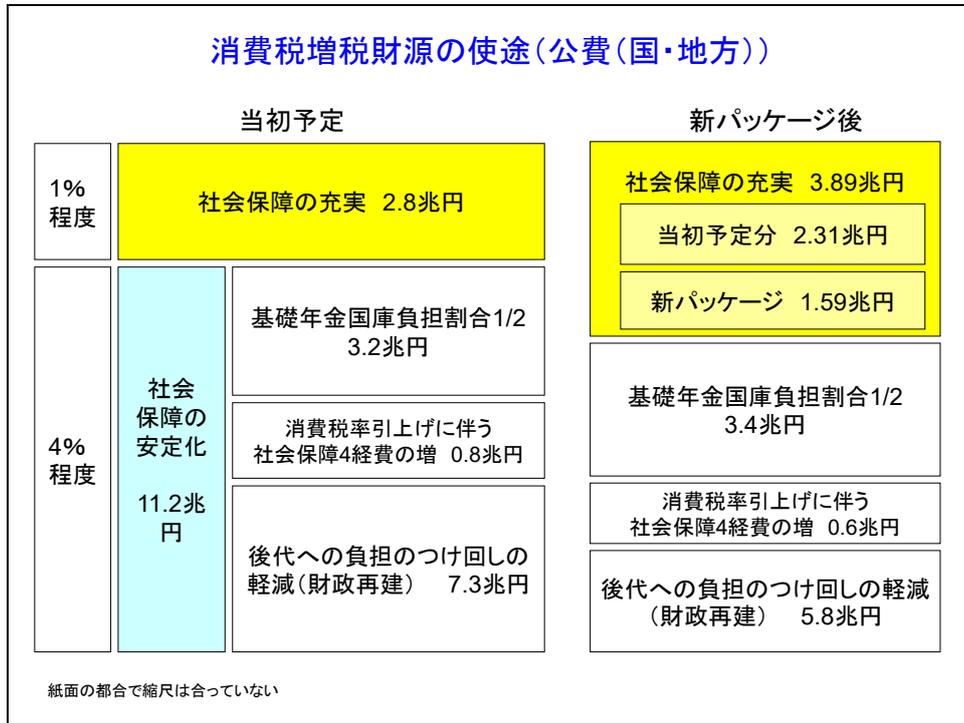
<sup>14</sup> 2011年6月の「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）では、消費税引上げに伴う社会保障支出等の増1%相当、機能強化（制度改革に伴う増、高齢化等に伴う増、年金2分の1（安定財源）（税制抜本改革までの2分の1財源））3%相当、機能維持1%相当とされていたが、2012年1月20日の関係5大臣会合「一体改革・広報に関する基本方針」で社会保障の充実1%程度、社会保障の安定化4%に修正された。「一体改革・広報に関する基本方針」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/5daijin/240120/siryou.pdf>

<sup>15</sup> 「新しい経済政策パッケージについて」2-8頁、2017年12月8日閣議決定

[http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208\\_package.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf)

図 2.4.1 消費税率の使途（公費（国・地方））



社会保障の充実分は全体で 2020 年度は 4 兆 2,969 億円であり、約半分が子ども・子育て支援に充てられている（表 2.4.1）。

2020 年度の診療報酬改定率は全体で+0.55%であり、このうち、勤務医の働き方改革への特例的な対応として改定率+0.08%（公費 126 億円程度）を確保し、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数年間で 2,000 件以上の病院を対象に地域医療体制確保加算が創設された。この分が消費税増収分を財源とする「社会保障の充実」に計上されている（次頁対前年比 126 億円の部分）。診療報酬のこのほかの分は一般財源による。すなわち、診療報酬は特別なケースを除いて、安定財源である消費税増収財源に紐づいているわけではなく、国債を発行してまかなっている状態である。

なお、2020 年度は、上記の地域医療体制確保加算対象医療機関以外で医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を実施している医療機関への支援として、地域医療介護総合確保基金（医療分）が 143 億円上積みされている。

表 2.4.1 消費税増収財源による社会保障充実分の内訳（「新パッケージ」を含む分野別）

(億円)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	対前年度
子ども・子育て	3,060	5,189	6,005	6,959	6,959	7,017	7,017	0
医療(難病・小児慢性特定疾病を含む)	1,849	6,177	6,729	8,559	8,407	8,895	10,149	1,254
(再掲)地域医療介護総合確保基金(医療分)	544	904	904	904	934	1,034	1,194	160
(再掲)診療報酬改定における消費税財源等の活用分	353	392	422	442	473	476	602	126
(再掲)医療情報化基金	—	—	—	—	—	300	768	468
介護	43	2,232	2,528	2,570	2,600	3,454	4,326	872
年金	10	20	32	300	694	2,564	5,620	3,056
当初予定分	4,962	13,618	15,294	18,388	18,660	21,930	27,112	5,182
子ども・子育て支援(待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化)	—	—	—	—	—	4,418	14,854	10,436
医療・介護サービスの提供体制の改革(介護人材の処遇改善)	—	—	—	—	—	421	1,003	582
新パッケージ	—	—	—	—	—	4,839	15,857	11,018
計	4,962	13,618	15,294	18,388	18,660	26,769	42,969	16,200

構成比(当初予定分+新パッケージ)

(%)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	対前年度
子ども・子育て	61.7	38.1	39.3	37.8	37.3	42.7	50.9	8.2
医療(難病・小児慢性特定疾病を含む)	37.3	45.4	44.0	46.5	45.1	33.2	23.6	-9.6
介護	0.9	16.4	16.5	14.0	13.9	14.5	12.4	-2.1
年金	0.2	0.1	0.2	1.6	3.7	9.6	13.1	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0

\*財務省「社会保障関係予算のポイント」(各年度)から作成

## おわりに

2020年4月30日に成立した補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応医療機関等へは一定の財源が充当された。また資金繰り支援について、医療機関（医療法人、開業医等）は中小企業と横並びの支援を受けることができるようになった。

しかし、今般の補正予算財源は、国債を発行してまかなわれており、今後さらに医療をはじめとする社会保障費の抑制圧力は強まることになろう。そもそも診療報酬の大部分は消費増税財源でまかないきれていない現実もあり、消費税の減収もほぼ確定的である。

医療機関は、新型コロナウイルス感染症対応下で需要が激減して経営の危機に瀕しており、たとえ今回の補正予算で借り入れができてその返済の目処が立たない実態もある。

一方で、医療は介護とともに成長産業であり、経済成長を牽引する。他の産業においては、今般補正予算で消費喚起や需要回復に向けた財源が確保されている。医療崩壊を食い止めることはもちろん、これからの医療を維持するため、医療分野への「前向きな」財政支援が必要である。

## 主な経済活動別国内総生産の伸び

